

雇児総発 0626 第 1 号
平成 26 年 6 月 26 日

各 (都 道 府 県)
指 定 都 市) 児童福祉主管部 (局) 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)

児童虐待への対応における検察との連携の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力をいただき感謝申し上げます。
さて、これまでも、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護といった各段階の施策を推進し、児童や保護者に対する切れ目のない支援を実施いただいているところであるが、虐待により児童が死亡する痛ましい事案が依然として発生しているなど、児童虐待の問題は極めて憂慮すべき状況にある。

児童虐待事案については、虐待対応の中核を担う児童相談所が関係機関と緊密な連携を図り、児童の安全確保を最優先に対応することが重要であり、今般、児童虐待に関連した事件の捜査及び公判を担当する検察官等との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するため、下記の事項を定めたので、ご了知いただくとともに、管内の児童相談所への周知をお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

なお、本通知は法務省と協議済みであり、また、別添のとおり、法務省刑事局から各高等検察庁次席検事及び各地方検察庁に対し、「児童相談所との連携の充実について」（平成 26 年 6 月 26 日付事務連絡）が発出されていることを申し添える。

記

1. 個別事案における連携

児童相談所は、一時保護等を解除して家庭復帰を行う場合には、虐待者に対する司法の判断に左右されることなく、児童の安全確保を最優先に考え、保護者指導の効果や児童の心身の状況、家庭復帰後の養育環境等について、十分な情報収集を行うとともに、関係機関と十分に連携して、家庭復帰後の各機関の役割や対応策に係る具体的な検討を行う必要がある。

その過程で、検察官等が把握している虐待事案の内容や捜査等の経緯、不起訴処分理由や判決の要旨等について、児童の安全確保の判断に資するため必要がある場合は、検察官等に提供を求めることが可能である。

ただし、検察官等が把握している捜査情報等については、今後の捜査や公判に影響を及ぼす可能性があるため、照会する内容や使用する範囲等については、あらかじめ検察官等と協議を行い、具体的な取扱いについては、検察官等から情報を得る際に確認しておくこと。

特に、個々の事案について提供を受けた情報は、児童相談所が児童の安全確保を最優先にした判断を行うためのものであるため、検察官等から提供を受けた情報は、児童相談所内に留めることとし、被疑者を始めとする事件関係者やその他の第三者にこれらの情報を伝えることがないように注意すること。

なお、上記の取り扱いについては、児童相談所が被虐待児を保護する際においても同様とする。

また、児童相談所が把握している児童及び保護者等に関する情報についても、検察官等から捜査等の必要に応じて照会があった場合には、関係者や関係機関への影響等を勘案の上、可能な範囲で提供する等、当該事案の対応が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うことが考えられる。

2. 平素からの連携（研修等における相互協力の推進）

都道府県等が、児童相談所職員の対応能力の向上を図るために実施する研修については、検察官等を講師に招いて行うほか、検察官等との協議の場を設ける等して、知見を深めることが効果的である。

また、児童相談所と検察の相互理解を深めるため、児童相談所の業務や児童相談所の立場からの虐待対応等の基本的事項についても、検察官等への説明の機会を積極的に持つなどして、平素より関係の構築に努めること。

事 務 連 絡

平成26年6月26日

高等検察庁次席検事 殿
地方検察庁次席検事 殿

法務省刑事局刑事課長 山 元 裕 史
(公 印 省 略)

児童相談所との連携の充実について

児童虐待に係る事件においては、捜査・公判と並行して、児童相談所が児童を一時保護するなどの措置をとる場合が多く、児童相談所は、これらの措置の要否やその解除の要否等の判断を適切に行う必要があります。

各庁においては、これまでも、児童相談所からの情報提供の要請に対し、適切に対処してきたものと承知しておりますが、この種事件の捜査・公判を担当する検察官等は、引き続き、刑事訴訟法第47条ただし書の趣旨を踏まえ、関係者の名誉・プライバシーや今後の捜査・公判への影響等を勘案した上、必要に応じ、児童相談所に対し、事案の概要や捜査・公判の経緯、不起訴処分理由や判決の要旨などの情報を提供するよう配慮願います。

なお、この情報提供は、飽くまでも、児童相談所が児童の安全確保の観点から必要な検討・判断を行うために行われるものですので、児童相談所に対しては、被疑者を始めとする事件関係者やその他の第三者にこれらの情報を伝えることがないよう申し入れるなどの対応をとるよう留意願います。

また、各庁においては、平素から、児童相談所の職員との協議・研修の場を設けるなどして、児童虐待の実情や関係機関の役割等に関する知見を深めるとともに、児童相談所との連携の充実に一層努めるよう配慮願います。

なお、本件については、最高検察庁及び厚生労働省と協議済みですので申し添えます。